

上富良野町アウトソーシング基本方針

平成 17 年 9 月 30 日

上富良野町

上富良野町アウトソーシング基本方針

1 上富良野町アウトソーシング基本方針の策定にあたり

町では、厳しい行財政環境のなか、本格的な地方分権時代に対応した持続可能な行財政運営を目指した「新行財政改革実施計画～自立に向けた上富良野再生アクションプラン～」を策定し、平成16年度からその取組みを推進してきている。

アウトソーシングの取組みは、業務の委託という形に代表されるように、以前から行政運営の中で取り入れられてきているが、昭和61年策定した行政改革大綱に「民間委託の推進」を掲げ、一層の外部の活力導入に取組んできたところである。

国においては、三位一体の改革等、国・地方を通じた行財政改革を更に推進していくこととしており、今後も予想される厳しい財政環境下のもとで、まちづくりを進めていかなければならない。

現在、団塊の世代の大量退職が一つの社会課題に捉えられているが、行政組織（役場）においても例外ではなく、ここ数年間で多くの退職者が予想されており、長期的な視点での組織体制づくりが必要となってくる。また、道では地域主権型社会の構築に向けた道州制の推進として、道から市町村への事務・権限の移譲を平成18年度から進めることとしており、市町村においては地域の総合行政主体としての役割を担うことが求められている。

このような情勢の中において、効率的で機動的な組織体制の構築と合わせて、行財政改革実施計画に掲げた「効率的な行政経営の確立」の実践として、民間活力の活用に向けたアウトソーシング基本方針を策定する。

2 アウトソーシングの基本理念

「アウトソーシング」とは、通常ある組織が業務の一部を外部の力に委ねることを言うが、これは単にリストラを進める方策としてとらえるものではない。自治体の場合で考えると、厳しい財政状況が続く中、一層多様化・高度化する行政ニーズに対応していくための一手法としてとらえるべきものである。

地方財政の厳しさは本町も例外ではなく、基金の減少、税収低迷の中、各財政指標は悪化に推移している状況にあり、そのような中であって多様化する行政ニーズを行政がすべて直接対応していくことは極めて困難な状況にあることから、業務の一部を外部に委ねることで、行政が担うべき真の行政ニーズに応えていくことが求められるところであり、効率的かつ効果的な地域経営を実現するための手段として、アウトソーシングは大きな柱と位置付けられる。

3 アウトソーシングの手法

近年、公共サービスの提供主体が多様化し、これまで行政が直接サービスの提供者として独占してきた領域に、民間企業やNPO（特定非営利団体）など様々な主体の参加を可能とする動きが進んできている。さらに、平成15年6月には地方自治法の一部が改正され、これまで公的な団体への委託に限定されていた公の施設の管理運営が民間企業でも受託可能となる（指定管理者制度）など、公共サービスを提供する主体の選択肢はこれまで

以上に拡大してきている。

このように、公共サービスの提供主体を広くとらえるとともに、国における規制緩和、民間開放への法制度改正等の動きを踏まえ、アウトソーシングの手法について検討していく。

業務委託

業務委託は、民間企業の専門知識や技術の活用、効率的な業務運営等のため、これまでもあらゆる部門で活用してきている。行政が直接担うべき業務と民間の様々なノウハウを活用していく方が望ましい業務を整理した上で、効果的な活用を推進していく。

指定管理者制度

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関する「管理委託制度」が「指定管理者制度」に改められ、町が設置する公の施設を民間事業者等が管理できるようになった。今後、新たに設置する公の施設については「指定管理者制度」が適用され、従来から管理を委託している公の施設については、法施行後3年以内（平成18年9月まで）に「指定管理者制度」に移行する必要がある。

町では、今回の法改正の趣旨を踏まえて、「指定管理者制度導入プラン」を平成17年1月に策定すると共に、指定管理者の指定手続条例を制定した。今後、このプランに基づき公の施設の制度活用を図っていく。

PFI（民間資金等活用事業）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウおよび技術的ノウハウを活用して行う手法であり、地方公共団体等が直接実施するよりもコストの削減、より質の高い公共サービスの提供が図れる場合がある。町では、平成15年3月に「PFIに関する調査研究報告書」を取りまとめている。制度のメリットを生かすためには、ある程度の施設規模や事業費が必要であり、当面町の長期計画からは該当する事業は想定されないが、複数自治体による共同整備や運用が可能な事業等については検討が必要である。

パートナーシップ

自立した関係にある対等な主体同士が共通の目的のもとに協働し連携することを「パートナーシップ」というが、公共サービスを提供する場合に、住民・地縁組織・NPO等住民団体・企業・経済団体、行政のいずれもが公共サービス提供の主役であるという考え方に基づいて、お互いの資源を協働・連携させて、公共サービスの企画・実施・評価を行う仕組みが求められる。自立に向けたまちづくりにおいても、自治でいわれる「自助・共助・公助」の住民と行政の関係の再構築が重要となります。

民営化

町が保有する施設等の資産を無償貸付または譲与等することにより、民間事業者が事業の実施主体となり、その権限と責任においてサービスを提供するものである。

多様な雇用形態の活用

正規職員（常勤）、非常勤職員、臨時職員、再任用職員、人材派遣等の雇用形態があり、それぞれの利点を生かした業務体制を構築することで多様な住民ニーズに応えていく。

4 アウトソーシング（以下、委託等と表記する）を進める場合の検討事項

(1) 業務の委託等に際しては、デメリットに対して優越するメリットが確保されるかどうかを検討されなければならない。つまり、委託したほうが住民生活にとって、そのサービスの本来の目的がいっそう有意義に達成されるということが重要である。

なお、メリットとしては概ね次のような事項が挙げられる。

委託等により公の役割の純化が図れること

委託等により効率化が図られ、経費の節減につながる事

委託等により高度な専門知識や技術を確保することが可能となること

(2) 委託等を検討していくうえで、従来委託を進めてきた分野を類型的に整理し、それに類する事務事業はより一層推進していくと共に、以下に示す検討すべき選定の視点を持って事務事業の点検を進めていく。

業務委託の類型

番号	分類	業務の内容	
1	定型的な事務事業	電算事務、収納事務 等	
2	専門的な知識・技術・設備等を必要とする業務	2-1	公用車運転業務
		2-2	医療等検査業務
		2-3	調査設計業務
		2-4	電子システム等保守業務
3	公共施設等の管理運営等業務	3-1	施設の管理運営業務
		3-2	施設の維持管理業務
		3-3	道路・河川の維持管理業務
		3-4	公園等の維持管理業務

参考資料：別紙 1、別紙 2、別紙 3

選定の視点

経費縮減の可能性

人件費、事業費等の経費縮減の可能性があると判断されるもの。

変動性

時期や時間によって事務事業量に変動があり、常時一定の職員を配置することが非効率であるもの。

専門性

高度な知識、技術等を要し、人材の育成及び確保、設備等の設置を行うことと比較して委託等を活用したほうが効果的と判断されるもの。

単純軽易なもの

標準化かつ定型化している業務

(3) なお、委託等を検討していくうえで、次の項目について整理していくことが必要である。

- 必要性……………なぜ、その業務の委託等が必要であることを明らかにする。
- 緊急性……………今なぜ行わなければならないか。
- 合目的性……………委託等が目的に有効に合致する方法であるか。
- 代替手段の検討…委託以外の方法について、十分な比較検討がなされたか。
- 先例の検討……………過去の事例や他の自治体等における事例について、十分検討がなされたか。
- 適正手続……………各方面の意見、特に利害関係人の意見を聞く機会を設けたか。
- 公開……………以上の要件を判断した経過や結果と、資料等の公開が十分に行われたか。

上記の検討項目と合わせて、別の観点から以下についても整理しておく必要がある。

- 委託等を進めることで、議会のほかに住民参加や情報公開が困難にならないか。
- サービスの質的低下を招かないか。また安定的、継続的なサービスの供給が図られるか。
- 業務の一部を委託する場合は、業務全体としての統一性をもった事務遂行が確保されるか。
- 安価な労働力、労働条件の下でのサービス提供になりかねないか。
- 業務への信頼（守秘義務等）が確保されるか。
- 民間の利潤追求のみを安易に許容することになりかねないか。
- 委託先選定手続の民主的統制が図られているか。（不透明な決定は、許されない）

(4) 委託等の検討に当たっては、適法性及び妥当性の観点から、行政が主体となって直接実施すべき分野があり、次に掲げるものは留意するものとする。なお、逆に表現すれば、次に掲げるもの以外は、委託等の検討の余地があるものといえる。

- 政策判断や意思決定にかかわるもの（総合計画の策定、事業の企画、予算編成、例規の審査等）
- 公権力行使に判断を伴うものや行政指導的要素が高いもの（許認可、使用料及び手数料の強制徴収、過料の賦課等）
- 法律等の規制があるもの（町税の賦課徴収、工事の監督・検査、家屋の調査等）
- 予算執行等に関わるもの（予算経理、契約事務等）
- 国、道、内部組織間等との調整に関わるもの
- 公平性の確保が特に望まれるもの（不服申し立てに対する決定、徴収猶予等）
- 機密性、プライバシーの保護の必要性が高いもの（税務、証明書等の交付、人事行政等）

5 取組みの推進

委託等を検討していく分野の抽出（平成17年11月を目途に作業実施）

3. アウトソーシングの手法、4. 検討事項に示した「業務類型、選定の視点、検討項目、行政主体の分野」をもとに、事務事業の中で委託等を検討すべき事項を抽出していく（別紙「アウトソーシングに向けた事務事業検証フロー」に基づき実施）。なお、この作業にあたっては、平成16年度から取り組んでいる「事務・事業の評価検証作業」を生かしていくと共に、平成19年度から施行予定の行政評価システムでも、この方針に示した観点を用いて委託等の活用が望ましい事務事業を再整理していく。

個別プランの策定と具体的な推進（個別プランは平成18年3月を目途に作成、
具体の推進は平成18年度から随時実施）

上記により抽出された検討すべき事務事業について、委託等の手法や効果等について再評価を加え、委託等を推進していく事務事業については個別プランを作成し、具体的な取組みを推進していく。

行財政改革実施計画に基づき策定される各種方針に基づく推進（各指針等は平成17年12月を目途に策定、平成18年度から取組みの実施）

- ・新たに策定される「職員定数適正化計画」に合わせ、業務の委託化や多様な雇用形態の活用を図る中で、効率的かつ機動的な行政組織体制を構築していく。
- ・今後策定予定の「町有財産の運用指針」「公共施設維持管理計画」「住民自主活動支援指針」を踏まえ、効率的な施設等の管理に向けた委託等の手法を検討していく。

別紙 1

事務事業の委託状況（平成17年度一般会計当初予算より抽出）

番号	分類内容	事業数	構成率	主な業務
1	定型的な事務事業	8	3.0%	電算事務等
2	専門的な知識・技術・設備等を必要とする業務	89	33.5%	
2-1	公用車運転業務	13	4.9%	町営バス、スクールバス、給食配送
2-2	医療等検査業務	27	10.2%	職員等健康診断、住民検診、乳児健康診査
2-3	調査設計業務	15	5.6%	施設等実施設計、調査測量設計、計画書等策定
2-4	電子システム等保守業務	21	7.9%	イントラネット保守、各種システム保守
2-5	その他	13	4.9%	廃棄物収集・処理、健康指導、地図修正、訴訟対応、洗濯業務
3	公共施設等の管理運営等業務	169	63.5%	
3-1	施設の管理運営業務	8	3.0%	ケアハウス、セントラルプラザ、十勝岳地区施設、島津公園、日の出公園、オートキャンプ場、パークゴルフ場、日の出スキー場
3-2	施設の維持管理業務	135	50.8%	庁舎等公共施設
3-3	道路・河川の維持管理業務	6	2.3%	町道除雪他
3-4	公園等の維持管理業務	13	4.9%	公園、コミュニティ広場
3-5	その他	7	2.6%	町有林管理、防災行政無線装置等保守
	計	266	100.0%	

別紙 2

一般事務における委託実施団体の比率（H15.4.1現在、総務省資料）

事務事業名	市区町村 総計	町村	上富良野町 の実施状況
本庁舎の清掃	86%	83%	委託
本庁舎の夜間警備	71%	67%	委託
案内・受付業務	20%	8%	一部に臨時職員等の対応
電話交換業務	33%	22%	該当無（ダイヤルインシステム）
公用車運転	29%	26%	委託（スクールバス）
し尿収集	78%	79%	事務組合（広域）で処理
一般ごみ収集	84%	82%	委託
学校給食	44%	38%	委託（配送業務）
学校用務員事務	20%	19%	委託及び非常勤職員の対応
水道メータ検針	82%	79%	非常勤職員の対応

道路維持補修・清掃等	67%	62%	非常勤職員の対応
ホームヘルパー派遣事業	91%	90%	委託（町在宅福祉サービスの実施）
在宅配食サービス	96%	95%	
情報処理・庁内情報システム維持	82%	79%	委託
ホームページ作成・運営	49%	48%	委託（運営）
給与計算事務	36%	37%	委託

別紙 3

施設の運営事務における委託実施施設の比率（H15.4.1現在、総務省資料）

施設名	市区町村 総計	町村	うち全部委 託実施施設 の比率	上富良野町 の実施状況
保育所	60%	60%	5%	用務員業務等を委託、西保 育所は指定管理者制度
児童館	71%	71%	16%	非常勤職員の対応
養護老人ホーム	70%	70%	26%	委託（ラベンダーハイツの 施設管理等）
温泉健康センター	88%	88%	55%	委託（白銀荘の管理運営）
ごみ処理施設	74%	74%	19%	委託（施設管理等）
下水終末処理施設	92%	92%	39%	委託（施設管理等）
体育館	75%	75%	9%	委託（社会教育総合センタ ー管理）
陸上競技場	75%	75%	15%	委託（運動公園管理）
プール	76%	76%	15%	委託（B & G海洋センター 管理）
公民館	73%	73%	17%	委託（施設管理等）
図書館	74%	74%	3%	臨時職員の対応
都市公園	91%	91%	17%	委託（管理運営等）
市(区・町・村)民会館・公会堂	88%	88%	30%	
病院	90%	90%	3%	委託（施設管理等）
診療所	63%	63%	16%	
駐車場・駐輪場	79%	79%	17%	委託（駅前駐輪場管理）
コミュニティセンター	90%	90%	52%	委託（コミュニティ広場等 管理）

アウトソーシングに向けた事務事業検証フロー

